

「横須賀市 週休2日確保工事」 Q & A (令和7年4月1日改正案)

(建築工事・建築設備工事)

実施要領・定義について

Q1：降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日(現場休息日)として認められますか。

A：降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日（現場休息日）として扱います。

Q2：実施要領4（8）「現場閉所日」のただし書きの「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業ですか。

A：具体的には次の作業が考えられます。

- ① 現場内の定期的な巡回パトロール
- ② 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ③ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ④ 現場内の交通誘導警備

Q3：週休2日の確保を理由に、工期延期は認められますか。

A：単に週休2日の確保のみを理由とした工期延期は認められませんが、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延期について、発注者と協議してください。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q4：工期延期した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A：工期延期した場合は、その分、週休2日の対象となる期間も延期されます。延期した期間も含め、実施要領4「用語の定義」に示す内容に基づき、週休2日の取組を実施してください。

Q5：確保工事の対象外となる工事を教えてください。

A：原則、全ての工事が対象となりますが、確保工事の対象外となるのは次のとおりです。

<対象外工事>

- ① 特に緊急を要する災害復旧工事
- ② その他、対応が困難と発注者が判断した工事

Q6：受注者希望型で、工事途中に通期の週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費補正や工事成績評価の加点は行われるのでしょうか。

A：受注者希望型で、工事途中に通期の週休2日が達成できないことが判明した場合には、その日までの現場閉所（現場休息）状況を、【別紙2】（現場閉所（現場休息）履行報告書）により監督員に報告してください。

こうした状況になった場合は、経費補正や加点は行いません。また、達成が困難であることが判明した日以降は、【別紙1】（現場閉所（現場休息）実績報告書）の提出は不要です。

Q7：発注者指定型で、工事途中に通期の週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費の減額や工事成績評価の減点は行われますか。

A：発注者指定型で、工事途中に通期の週休2日が達成できないことが判明した場合には、速やかに監督員と協議してください。通期の週休2日未達成の場合、経費補正分を減額します。

また、工事成績評価の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。

Q8：午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日（現場休息日）として扱えますか。

A：実施要領4（8）「現場閉所日」、4（9）「現場休息日」のとおり、一日を通して現場作業がない日を「現場閉所日」、「現場休息日」と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日（現場休息日）として扱いません。

Q9：実施要領4（7）「受注者の責に因らない現場作業等」とは、具体的にどのような作業ですか。

A：次のような作業が考えられます。

- ①現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場内における災害発生時の対応作業（交通開放のための土砂撤去等の復旧作業など）
- ②占有者（電気・ガス・水道等）や国、県等の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
- ③第三者による事故や住民対応等などで、土日に行う作業（例：商店街から休日施工を要望されて土日に作業する場合など）など

Q10：降雨で休工とした平日の振替として、週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合の考え方について教えてください。

A：週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合があったとしても、実施要領4（7）「対象期間」の全体において、現場閉所（現場休息）割合が28.5%（4週8休）以上となる場合には、実施要領4（1）

「通期の週休 2 日」の達成となります。

なお、週末（土曜日・日曜日）に一度でも工事を実施した場合は、発注者の指示で実施した場合を除き、実施要領 4（3）「完全週休 2 日」は未達成となります。

Q11：週末に、発注者からの指示で、受注者の責に因らない作業を行った場合は、どの様に休日を確保すればよいですか。

A：受注者の責に因らない作業を週末に行った場合、作業を行った日は、休日の取得計算から除外する（積み上げない）ので、代替休日を確保する必要はありません。また、「完全週休 2 日」への影響はありません。

Q12：祝日はどのように取り扱えばよいですか。

A：祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所（現場休息）扱いとします。

Q13：入札時に、「発注者指定型」と「受注者希望型」は、どの書類に記載されていますか。

A：特記仕様書に、「発注者指定型」または「受注者希望型」が記載されています。

Q14：分離発注工事の現場閉所（現場休息）率の計算はどうなりますか。

A：分離発注工事(A、B、C 3 社)で下記表の現場閉所（現場休息）の場合、以下になります。

A 社：現場閉所（現場休息）率 = 3 日 ÷ 15 日 = 20%

B 社：現場閉所（現場休息）率 = 5 日 ÷ 15 日 = 33.33%

C 社：現場閉所（現場休息）率 = 4 日 ÷ 15 日 = 26.67%

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
A 社		閉所						休息	閉所							3 日
B 社	休息	閉所							閉所	休息					休息	5 日
C 社	休息	閉所						休息	閉所							4 日

提出書類について

Q15：現場閉所（現場休息）実績報告書【別紙 1】は、いつ提出すればよいですか。

A：当月の現場閉所（現場休息）実績については、翌月の 5 日までに、監督員に 2 部提出してください。

また、現場閉所（現場休息）履行報告書【別紙 2】は、基本的に工事完成日の 30 日前（設計金額（税込み）が 2 億円以上の工事は 45 日前）までに代表者印を押印し、提出してください。

Q16：現場完成日がしゅん工届提出日の30日前（設計金額（税込み）が2億円以上の工事は45日前）より後になってしまう場合は、「現場閉所（現場休息）履行報告書」【別紙2】の提出は、現場完成日以降でも良いですか。

A：【別紙2】の提出は、しゅん工届提出日の30日前（設計金額（税込み）が2億円以上の工事は45日前）とし、その翌日から現場完成日までの現場閉所（現場休息）の計画を記載した「現場閉所（現場休息）実績報告書」【別紙1】も併せて提出してください。

また、しゅん工届提出の30日前（設計金額（税込み）が2億円以上の工事は45日前）より前の時点で、対象期間全体の現場閉所（現場休息）実績が4週8休以上になることが確定した場合には、確定した時点で【別紙2】を提出することができます。

Q17：現場閉所（現場休息）実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A：現場閉所（現場休息）実績の確認書類として、現場閉所（現場休息）実績報告書【別紙1】、現場閉所（現場休息）履行報告書【別紙2】及び週間工程表を提出してください。

Q18：アンケートの提出方法について教えてください。

A：完成検査3日前までに、【週休2日確保工事（建築・建築設備工事）に関するアンケート調査票】を下記メールアドレス宛に提出してください。

<アンケート提出先>

横須賀市建設部建設総務課

メールアドレス：pwg-pw@city.yokosuka.kanagawa.jp